

裏 面

## 犯罪による収益の移転防止に関する法律(抄)

### (立入検査)

- 第十六条 行政庁は、この法律の施行に必要な限度において、当該職員に特定事業者の 営業所その他の施設に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させ、又はその業務 に関し関係人に質問させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
- 4 (略)

#### (国家公安委員会の意見の陳述)

#### 第十九条 (略)

- 2 国家公安委員会は、前項の規定により意見を述べるため必要な限度において、特定事業者に対しその業務に関して報告若しくは資料の提出を求め、又は相当と認める都道府県警察に必要な調査を行うことを指示することができる。
- 3 前項の指示を受けた都道府県警察の警視総監又は道府県警察本部長は、同項の調査を 行うため特に必要があると認められるときは、あらかじめ国家公安委員会の承認を得 て、当該職員に、特定事業者の営業所その他の施設に立ち入らせ、帳簿書類その他の 物件を検査させ、又はその業務に関し関係人に質問させることができる。この場合に おいては、第十六条第二項から第四項までの規定を準用する。

# 4 • 5 (略)

- 第二十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年 以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
  - 一 (略)
  - 二 第十六条第一項若しくは第十九条第三項の規定による当該職員の質問に対して答 弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、 若しくは忌避したとき。
- (備考) 用紙の大きさは、日本産業規格B8とすること。